# 各課からのHOT LINE

### 福祉部 地域福祉課 長寿社会課

### 火災警報器の設置 高齢者などに助成

市では、障がいがある人や高齢者の世帯に対し、 23年5月31日までに設置が義務付けられている住 宅用火災警報器の設置費用を一部助成します。

- ■対象 家族全員が次のいずれかに該当する世帯 ①満65歳以上の人 ②要介護4または5の人
- ③身体障害者手帳1級または2級の人
- ④療育手帳で、障がい程度がAの人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ■助成内容 4月1日以降に住宅用火災警報器を 購入・設置した費用の3分の2 (10円未満切り捨 て、上限額は5,000円)。助成は1世帯1回限り
- ■申請先 市役所長寿社会課(65歳以上の人)・ 地域福祉課(障がいがある人)、松尾総合支所地 域振興課、安代総合支所地域振興課、田山支所
- ■申請に必要なもの 認め印、火災警報器の領収 書など(品名や日付が付いたもの)、介護保険証 (要介護4または5の人)、障害などの各手帳 (お持ちの人)、振込先口座番号の分かるもの

詳しくは、市役所長寿社会課高齢福祉係(☎・ 内線1182) または、市役所地域福祉課障害福祉係 (☆・内線1162) まで。

# 企画総務部

## 3万市民の命守る 消防出初式を開催

平成23年八幡平市消防出初式を開催します。市 消防団の団結力を示す、威風堂々とした分列行進 などをご参観ください。

- ■日時 23年1月3日/月、午前10時40分から
- ■場所 松尾総合運動公園イベント広場 詳しくは、市役所総務課地域安全係(☎・内線 1216) まで。

### 福祉部 地域福祉課

### 除雪困難な世帯の ご相談に応じます

市では、市社会福祉協議会、市シルバー人材セ ンター、市建設協同組合のご協力をいただき、除 雪作業が身体的に困難と思われる人(ひとり暮ら し老人、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯など)の ため、雪かきや雪下ろしの相談窓口を設けました。 ◎住宅周辺の雪かき(屋根などの危険個所除く)

- ▶松尾地区 松尾地区スノーバスターズ (市社会 福祉協議会本所内、☎74-4400)
- ▶安代地区 安代地区スノーバスターズ (市社会 福祉協議会安代支所内、☎72-2811)
- ▶市内 市シルバー人材センター(市総合福祉セ ンター内、264-1511) = 1時間当たり1,080円
- ◎屋根の雪下ろしや住宅周辺・生活路の除排雪
- ▶市内 市建設協同組合(☎70-2211) = 一般家 庭でも依頼可能。料金はお問い合わせください。

詳しくは、市役所地域福祉課福祉総務係(☎・ 内線1165)または、松尾総合支所地域振興課市民 福祉係(☎・内線2103)、安代総合支所地域振興 課市民福祉係 (☎・内線3112) まで。

### 市・県民税などの申告 早めに準備しましょう

市・県民税や国民健康保険税の申告相談は、23 年2月上旬から3月15日火まで、市役所本庁や、 松尾・安代の各総合支所で受け付けます。詳しい 日程は、広報はちまんたい1月号に掲載予定です。 なお、22年分の申告から、所得税の寄付金控除 適用下限額が、5,000円から2,000円に改正されま した(市・県民税については今までどおりです)。 詳しくは、市役所税務課市民税係(☎・内線 1245) まで。

### 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局

### 農業委員の選挙権行使には 名簿登載の申請が必要です

市選挙管理委員会は、毎年1月1日を基準日と して、農業委員会委員の選挙権行使の基本となる 選挙人名簿を調製します。

12月中に「選挙人名簿登載申請書」を行政連絡 員や班長を通じて農家の世帯へ配布します。注意 事項を読み、該当する人は必要事項を記入押印の 上、班長や行政連絡員を通じて市農業委員会事務 局に提出してください。

■選挙権を有する者 10~以上の農地について、

耕作の業務を営む人やその同居の親族、配偶者ま たは、農業生産法人の組合員、社員または株主で、 おおむね年間60日以上耕作に従事している人(23 年1月1日現在で市内に住所があり、平成3年4 月1日以前に生まれた人)

■提出期限 23年1月7日金

詳しくは、市農業委員会事務局(☎・内線1282) または、市選挙管理委員会事務局(☎・内線1299)

## 市内保育所・保育園の

# 入所申請受

23年度入所分保育所・保育園の入所申請を、 次のとおり受け付けます。なお、既に入所し ている園児は、再申請の必要はありません。

- ■受付期間 23年1月6日(水)~25日(火) ※申請用紙は12月20日例から、市役所児童福 祉課、各総合支所地域振興課で配布します。
- ■入所資格 保護者や同居親族などが次の① ~⑦のいずれかの理由で、保育できない幼児
- ①家庭外で仕事をしている場合
- ②家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- ③妊娠中、出産後間がない場合
- ④病気や心身に障がいがあるなどの場合
- ⑤病気の人や心身に障がいがある人などを 看護・介護している場合
- ⑥火災や風水害などで被害を受け、その復 旧の間に家庭で保育できない場合
- ⑦市長が認める、①~⑥に類する場合 なお、入園児が多いなどの理由で、新規の 受け入れができない場合があります。

詳しくは、市役所児童福祉課児童福祉係 (☎・内線1175) まで。



施設名	定員	通常 保育	乳児 保育	延長 保育	一時 保育	障がい 児保育	その他
大更保育所	90人	0		0	0	0	
寺田保育所	60人	0			0	0	
松野保育所	100人	0		0	0	0	
寄木保育所	60人	0			0	0	
柏台保育所	45人	0	0		0	0	
あしろ保育所	60人	0	0	0	0	0	
あしろ保育所畑分園	30人	0			0	0	
田山保育所	50人	0	0		0	0	
東慈寺保育園	60人	0	0	0	0	0	
杉の子保育園	3歳以上児 60人	0		0	0	0	学童保育
森の子保育園	3歳未満児 45人	0	0	0	0	0	休日保育 子育て支援センター
平舘保育園	90人	0	0	0	0	0	休日保育

火災警報器の設置期限が迫っています

# 取り付けはお早めに

ジのすぐ左隣) ジのすぐ左隣) (M) をご覧ください。 一部を助成します。 一部を助成します。 一部を助成します。

限が  $\mathcal{O}$ いた

で 76で置



11月13、14の両日、八幡平消防署員が遠藤茂子さん(帷 子)=写真左=宅などで火災警報器設置を確認しました

広報はちまんたい No. 118@2010. 12. 16 02